

# 令和4年度事業報告

## I 法人

### 【重点目標】

#### 1. 介護職員（人材）確保に向けた取組

- 介護業務の分業化と多様な雇用形態の創設をして、これに対応した職員処遇（給与）を充実させて雇用機会を増やすことに取り組みます。  
新たな取り組みとして、非常勤職員（社保対象・雇用保険対象・それ以外）に対し、給与規定上の賞与の対象は寸志程度で原則支給せずとなっているところを今年度より社保対象70%・雇用保険対象60%・それ以外50%と勤務時間実態に応じて支給することとしました。
- 定着率は以前よりは良くなっていますが、引き続き人材定着に向けて新人の雇い入れ後のフォローを定期的を実施して安定した人材確保に取り組みます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採用人数	2	2	9	5	2	1
退職人数	1	1	1	2	4	3
増加人数	1	2	10	13	11	9
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採用人数	0	2	2	1	3	0
退職人数	4	0	0	3	3	0
増加人数	5	7	9	7	7	7

※採用人数29名で退職人数22名となりR4.4.1~R5.3.31で職員増加人数7名となります。

- 昨年度は既に雇い入れが決定しているネパール人技能実習生4人の受け入れがコロナ禍の影響を受け停止していますが、今年度は受け入れが解除になれば速やかに受け入れを開始していきます。  
5月にネパール人技能実習生（第2期生）4人の入国許可が出て、6月23日より施設に入職しています。
- 現在雇用しているネパール人技能実習生4名（第一期生）が今年度末に期間満了となりますので、一時帰国後に4名が特定技能実習生として再雇用希望となる様に支援していきます。  
ネパール1期生4名の内2名が特定技能実習生として継続雇用となり、2名は特定技能実習生として他事業所に移籍することになりました。
- 今年度は新たにフィリピン人特定技能実習生の受け入れを検討していきます。

フィリピン人特定技能実習生の受け入れ検討をしましたが、同国のネパールの方が有利と判断し見送りました。

ネパール人技能実習生4名（3期生）を令和5年度6月に受け入れ予定が決定しています。

- 神戸市の家賃補助制度を利用して雇用条件をアピールし、直轄行政区外の求人雇用にも積極的に取り組みます。

県外雇用者（2名）及びネパール人技能実習生（8名）を対象に神戸市の家賃補助制度を利用しています。

## 2. 予算管理の取組

- 創設20年超の老朽化した施設の設備再投資に優先順位を検討して計画的に実施していますが、予期せぬ突発的な設備再投資が発生して当初計画に追加対応していますので現金資産の増加が計画通りに執行出来ない現状にあります。この対応として、全て一括現金支払いとせずに高額設備再投資の分割支払いも視野にいれて支払方法の検討を実施します。

固定資産支出予算では、施設受電設備工事（750万）オゾン脱臭装置（550万）で1,300万の計上をしております。

施設受電設備工事は605万、予算計上外の貯水槽減水・満水電磁バルブ交換工事121万、厨房調理機器の老朽化買換え140万、施設一般浴槽内電灯交換工事34万で合計900万実施しています。

この他に予算外の大型洗濯機・乾燥機の買換え（430万）や施設内への上水圧送ポンプの買換え工事（370万）の優先度が高く、オゾン脱臭装置は稼働不能になっていますが工事を見合わせている状況です。

修繕費支出予算では、施設床壁のリニューアル工事（300万）と令和3年度修繕費支出予算（303万）で603万計上しておりますが、施設床壁のリニューアル工事についてはコロナ感染動向により実施時期を見合わせました。

計画的に予算計上して買換え及び修繕工事を実施すべきとしておりますが、想定外の買換え修繕工事の必要性が発生しているのが現状です。

- 毎月の予算管理をして毎月末の内部留保金の実績を把握し、長期資金動向予測を上記対応で補正しながら新規事業計画実施に向けた計画管理を実施していきます。

設備再投資や修繕工事が想定外に発生していることや、新規事業計画に向けた人材の先行採用による人件費が重荷となり計画的な内部留保金の確保が出来ていないのが現状です。

これに加えて、令和4年8月と12月の2度に渡るコロナ感染クラスター発生中及び収束後の短期入所生活介護や通所介護の一時事業停止による大幅な収入減、また特別養護老人ホームのクラスター終息後の入院ラッシュによる空床増加に伴う収入減が収入見込み予算に大きく影響しています。

- 外部委託経費の見直し等（給食会社等）直営化によるメリットとデメリットを把握して経費流出の削減化を着眼して、新規事業計画実施時の移行実現の可能性を検討します。

給食会社を日清食品からグリーンハウスに変更しました。コロナ感染時において委託会社（日清）の内規に沿うことのみを強く主張し、西神の里のコロナ対応時の臨機応変な対応提案に応じることに非協力的であったので今後の有事に備えて、ちょうど契約更新時期でもあったので給食会社の変更を急遽決断しました。

### 3. 法人内関連部署の情報共有の為に電子化導入の取組

- 相談部門・ケアマネ部門・医務部門・介護部門・栄養部門の間で共通利用者の情報共有が可能となる様なシステムの導入検討。  
新たに専任担当者を雇用して、システム化に向けて取り組んでいます。

### 4. 社会福祉法人としての社会貢献の取組

- 今年度もコロナ禍の収束が不確定なところがありますが、地域交流センターを活用して施設利用者と地域住民との交流を図れるよう具体的に計画準備をします。
- コロナ禍の収束後には従来通りに、地域住民に向けて施設行事への参加発信や地域行事への協力体制の確保と積極的参加に努めます。  
コロナ事情がはっきりしないため積極的な活動は実施出来ていません。

### 5. 介護サービスの重点取組事項

- 無資格介護職員の認知症介護基礎研修の実施。  
実務者研修及び介護福祉士の資格取得に向けた費用面の支援を実施しておりますので、無資格者は在籍しておりません。
- 事業所の全ての利用者に係るデータ（ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等）をCHASEに提出してフィードバックを受けPDCAサイクル・ケアの質に向けた取組を検討します。  
CHASEの取組み内容については理解できるが、メリットが伺えない為実施を見合わせています。
- 介護保険制度における自立の概念は『ADLの向上を重視した自助的自立（身体の機能に対する訓練を重視する）』と『QOLの向上を重視した

依存的自立（孤立感を軽減し意欲を引き出す様な取組みを重視する）』に二分類される。

ケアプラン会議にて両方の自立を目指すか、一方の自立を目指すかを十分検討して特に疾病等による身体機能の改善が見込みにくい利用者様に依存的自立に向けた介護者と利用者様による伴走型介護の取組みを実施してその結果として意欲改善に伴うADLの向上を目指す。

- 利用者様にとっての善悪を一番に考える職場の人間関係を作り、お互いに注意し合え、お互いに褒め合える職場の気風を目指します。

外部研修等を利用しての意識改革をすべきと考えますが、コロナ事情により積極的な研修参加が行えていません。

## 6. 人事考課規程の効果的活用に向けた取組

- 人事考課の導入によりキャリアアップの見える化を図り、職員一人一人のモチベーションを向上させ『進んで仕事に取り組む職場』となる様に取り組み施設全体のレベルアップを目指します。

ハローワークやその他の求人において賞与支給額の公示は、人事考課規定のA上評価～E下評価の内C評価のC中評価を適用しているので、各部署の一般職・管理職別に人事考課評価集計行って平均評価がC中以下であっても補正修正して平均評価がC中となるように補正している為、一部の補正評価に値しない者以外はさほど評価差が表れないのが現状です。自分の補正前評価と補正後評価を本人に伝えることを従前は行っていないので、今後は伝えることによって、メリット・デメリットはあると思うが本来の人事考課を理解する上で必須不可欠であると考えます。

## 7. 地産地消と取り入れた美味しい食事提供に向けた取組み

- 平成26年度より取組んで来た地産地消が食事提供における最終目的ではなく美味しい食事提供をすることが真の目的であることより、地産食材・国産食材を取り入れつつ外国産であっても安心安価で美味し食材も検討して取り入れていきます。

急遽、委託の現行給食会社（日清食品）の契約満期で10月末をもって契約継続とせず新規給食会社（グリーンハウス）に契約変更しました。これを機に、平成26年度より取組んで来た地産地消を一旦休止することとしました。一理由として、委託給食会社の野菜仕入れ単価と地産地消の為JA兵庫六甲の野菜仕入れ単価の格差を施設で年間150万程度補填することにより地産地消を実施してきました。

今後は、地産にこだわらず生野菜と冷凍野菜さらに国産野菜に着眼して

新たな取組みを考えています。

- 見た目の美味しさを追求しての盛り付けの工夫や陶器食器の完全導入はほぼ完了していますが、継続的に破損食器の補充を行って維持していきます。
- 昨年度の取組として国産魚類の導入を月2回提供実施出来ましたが、コストの割には満足感が低い結果となりましたので、より安価で満足感のある導入先のリサーチをして継続的に試行実施していきます。
- 今年度の新たな取組みとして将来の施設規模拡大に伴う食事提供数の増加も視野に入れて現在の外部給食会社委託から直営食事提供への移行を検討し、現行委託費の範疇で食事の質を落とすこと無く移行実施可能な食事提供数をシュミレーションし現状に於いても移行可能となれば詳細計画を実施して次年度に向けた移行準備をしていきます。

## 8. 外国人技能実習生と特定技能実習生の育成

- 第1期生ネパール人技能実習生(男2人・女2人)が3年目を迎えることになりました。当該4名は、今年度末に技能実習制度を終了して今年度末に一次帰国して特定技能実習生として再雇用が可能となる様に支援していきます。また、今年度採用予定のネパール人技能実習生(男2人・女2人)を含む8名をチームネパールとし、その代表をリーダー(初級管理職)として位置付け、第2期生以降の技能実習生の相談役を担えるように支援していきます。
- 昨年度は、インドネシア人特定技能実習生(女2人)の受け入れ1年が経過しようとしているところですが、内1名は年度末でリタイヤしましたので他1名が孤立しない様に配慮してします。  
他1名も年度初めの5月にリタイヤしてしまいました。
- 今年度は、新たにフィリピン人特定技能実習生の受け入れを検討していきます。

2号技能実習を3年終了し3号技能実習を2年終了して特定技能実習5年選択、又は3号技能実習を選択せずに特定技能実習5年を選択できたのですが、特定技能実習制度が制度変更となり技能実習を経ずに試験による特定技能実習資格を獲得することが可能となりました。

試験による特定技能実習は、語学レベルも低く来日初であり本人希望により職場変更が可能である等、就労定着のリスクが大きいと思います。従って最低でも2号技能実習を終了しての特定技能実習か3号技能実習を終了した者の雇用が望ましいと考えましたので、フィリピン人特定技能実習生の受け入れを見送りネパール技能実習3期生の受け入れを

**決断しました。**

- 施設は技能実習生に介護技術・知識を教えながら介護労働力の提供を受け、技能実習生は施設に介護労働力の提供をして給与報酬を受け取り介護技術・知識を習得することが本来の制度目的です。**施設と技能実習生との間でWIN・WINの関係を築くことが技能実習生受け入れを成功に導く基本と考えて実施していきます。**

## 【理事会の開催】

1. 第1回理事会 (R4. 6 月上旬頃) 令和3年度事業報告・決算報告承認  
第1回書面理事会 (R4. 6. 6) 令和3年度事業報告・決算報告承認  
大樹会諸規定 (給与規定) の変更
2. 第2回理事会 (R4. 11 中旬頃) R4 上半期事業計画・予算執行状況報告  
第2回理事会 (R4. 11. 14) R4 上半期事業計画・予算執行状況報告  
評議員選任・解任委員の任期満了に伴う選任  
大樹会諸規定 (給与規定等) の変更  
第2回評議委員会の議案について
3. 第3回理事会 (R5. 3 中旬頃) 令和5年度事業計画・予算承認  
第3回理事会 (R5. 3. 10) 令和4年度第1次補正予算  
令和5年度事業計画  
令和5年度予算  
大樹会諸規定 (給与規定等) の変更  
第3回評議委員会の議案について
4. その他必要時開催

## 【評議員会の開催】

1. 第1回評議員会 (R4. 6 中旬頃) 令和3年度事業報告・決算報告承認  
第1回書面評議員会 (R4. 6. 21) 令和3年度事業報告・決算報告承認  
大樹会諸規定 (給与規定) の変更
2. 第2回評議員会 (R4. 6 下旬頃) R3 上半期事業計画・予算執行状況報告  
第2回評議員会 (R4. 11. 28) R4 上半期事業計画・予算執行状況報告  
大樹会諸規定 (給与規定等) の変更
3. 第3回評議員会 (R5. 3 下旬頃) 令和5年度事業計画・予算承認  
第3回評議員会 (R5. 3. 28) 令和4年度第1次補正予算  
令和5年度事業計画  
令和5年度予算  
大樹会諸規定 (給与規定等) の変更
4. その他必要時開催

## 【監事監査の開催】

1. 監事監査 (R4. 5 下旬頃) 令和3年度事業監査  
監事監査 (R4. 5. 25) 令和3年度事業監査
2. 理事会開催時に出席

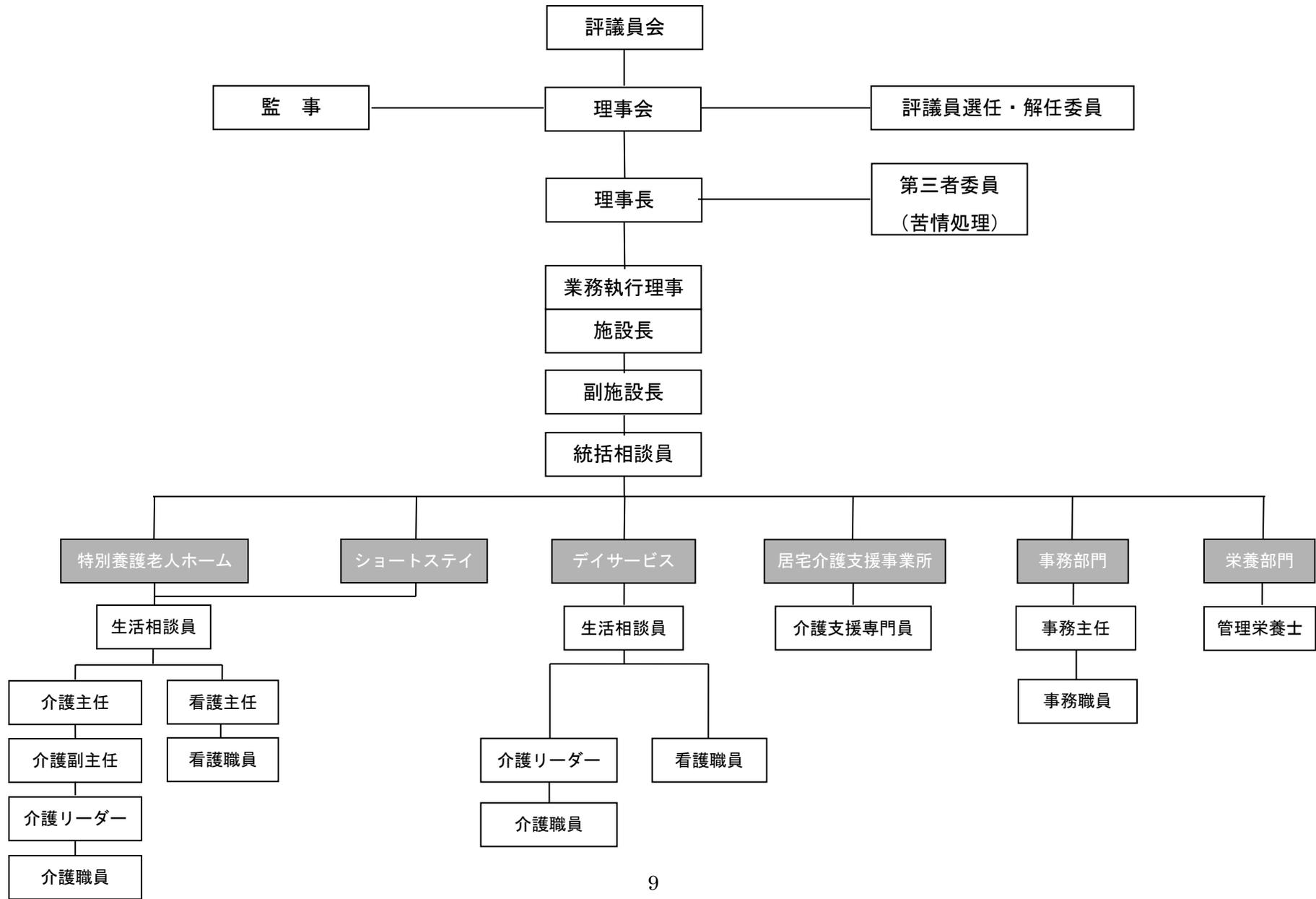
## 【評議員選任解任委員会の開催】

1. 評議員選任解任委員会 必要事象発生時

【役員構成】

理事 会	理事長（施設長）	木村 学司
	理事	松井 年孝
	理事	小西 阿佐男
	理事	岡田 幸男
	理事	木村 和恵
	理事	高橋 和人
評議 員 会	評議員	濱口 正博
	評議員	木村 良明
	評議員	横山 孝美
	評議員	青木 秀太郎
	評議員	谷生 幸穂
	評議員	友松 真一
	評議員	大山 守
監 事	監 事	大野 秀朋
	特定監事	松井 浩光

# 組 織 図



## Ⅱ 特別養護老人ホーム

### 1. 重点目標

- (1) 令和4年度の目標稼働率は、**98%**とする。

累計稼働率は、**92.79%**で目標稼働率を**5.21%**下回っている状況です。

(資料—1参照)

- (2) 近年の傾向として、**入所申込者数の減少**が顕著にみられる。その原因としては、特養定員を50床から83床に増床した時に入所となったことも一因ではある。しかし、定員変更より既に4年が経緯しておりますので**入所申込者の斡旋**を積極的に実施していきます。

- 上記方法の一つとして、通常入所受付とは別に近隣居宅支援事業所やサービス付き高齢者住宅を定期的に訪問して入所希望者の情報を入手して入所申込の支援をして**入所申込者数増加**を図る。

- (3) 我々の職務はサービス業であることを念頭に利用者様の尊厳を保った支援を大前提として、**特別養護老人ホームに入所されても可能な限り制約を除外して利用者様が望む生活を送っていただけるように、専門性をもって支援していく**ことを基本方針として『支援してあげる』ではなく『支援させて頂いている』ということをお忘れず、

- (4) **サービスの質の向上**を目指し、以下の点に取り組みます。

- 認知症に対する知識不足から発生しがちな虐待・拘束を少しでも予防するために**認知症実践者研修**を無資格職員から優先して順次実施していきます。

**虐待再発防止委員会の担当者**を任命して、委員会・研修を実施します。

- 昨年度はコロナ禍の為、**喀痰吸引2号研修**が中断していましたが、令和4年度は**喀痰吸引2号研修**の受講再開し、職員に順次実施していきます。
- サービス向上委員会定期的に開催して、我々が提供するサービスが利用者主体になっているか等**サービス提供の評価機会**を設け、見直し改善を図っていくと共に気づきや配慮が伴うサービスを目指します。
- 資格取得支援や研修参加の機会を設け、多数の有資格者配置を目指します。特に**実務者研修**の取得を支援強化して、更には**介護福祉士及び喀痰吸引2号**へのレベルアップに努めます。
- 無駄を省き合理化を図る目的をもって、利用者様が主体となることを前提とした業務改善やコスト意識の定着を図り**進んで仕事に取り組む職場**となるような体制の構築を目指します。

### 2. 各委員会活動

- ① 食事委員会・口腔ケア委員会

- 誤嚥などの事故を防ぎ、安全に食事が摂れるように利用者様一人一人に適した食事形態、自助具の使用、食事中の姿勢などの適宜見直しを行います。
- 食事介助技術のレベルを上げる為の検討会を実施して、皆が同じレベルで食事介助業務が出来るように情報共有を行います。
- 食事のイベントや変わりご飯等を提供し、食事を栄養としてだけでなく美味しく、楽しんで召し上がっていただける様に環境や雰囲気作りとして、イベント食の事前予告ポスターを飾り楽しみにして頂ける様に取り組んでいきます。
- 可能な限り経口摂取、自力摂取が続けられるように多職種と連携して検討実施します。
- 全利用者様の口腔ケアを適正に実施する為、看護師に定期的な指導を受け誤嚥性肺炎の予防と口腔内の清潔を維持する為の知識や技術の習得をして口腔ケアのレベル向上に取り組めます。
- 4/13・5/20・6/14・9/22・10/7・11/10・12/13・1/11・2/1・3/6 委員会開催
- 毎月の委員会で季節の旬の食材を使った料理の提案や、食事を目で楽しんで頂く為にイベント食の事前予告ポスターを作成し掲示しました。
- 口腔ケアについては毎月利用者をピックアップし、口腔ケアの様子を記録に残すことで職員間の情報共有ができ統一したケアができました。しかし看護師より定期的な指導を受けることができませんでした、今後看護師と連携し指導を受け知識・技術向上を図っていけるよう計画しています。

## ② 排泄委員会

- 利用者様一人ひとりの排泄の状況（量、間隔など）を観察し、陰部洗浄や清拭を実施し尿路感染等の予防に努め、利用者様が快適かつ清潔に過ごして頂けるように努めます。
- トイレの環境を整え清潔にトイレを使用して頂く為、清掃体制を整えて常に清潔を維持して感染予防に努めます。
- 利用者様個別の排泄方法や皮膚状態を考慮した適切な排泄用品が使用できるように対応見直しを行います。
- 災害時の排泄ケアについての対策を立てそれに伴う準備を整え備えます。
- 4/12・5/25・6/29・9/19・10/22・11/26・12/17・1/16・2/21・3/18 委員会開催
- 随時ケアプランを反映した排泄表の更新を行いご利用者に合った排泄方法及び排泄用品の使用を実施しました。課題としては褥瘡委員会との連携が不十分であった為、会議に出席し合うことでケアの質を高めていけるよ

うに計画しています。

- 排泄手順表を作成し、排泄介助をチェックし指導することにより丁寧な排泄介助を心掛け技術の向上を図りました。

### ③ 入浴委員会

- 利用者様に合った入浴方法を関係部署と相談し、随時見直しをして快適に入浴をして頂けるように対応します。
- 一時的な身体機能のレベル低下や体調不良であっても安易に中浴中止とせず、その状態に応じた入浴を可能な限り実施します。
- 利用者様の安心・安全及び清潔を旨とする入浴介助を基本として、ゆず湯やしょうぶ湯等季節の行事湯を取り入れた入浴企画の事前予告ポスターを飾り、入浴を楽しみにして頂く機会として取り組みます。
- 4/19・5/14・6/14・9/27・10/28・11/30・12/23・1/18・2/24 委員会開催
- 季節の入浴行事として、5月にしょうぶ湯を楽しんで頂きました。
- 入浴形態については入浴委員で気付いたことや情報収集したことを各担当に伝えています。

### ④ 事故対策委員会

- 緊急を要する事故事例に於いては、翌日朝礼時及び臨時的に検討対策会議を開催し、その他に於いては月に1度事故委員会を開催し、ヒヤリハット報告書や事故報告書の分析・検討を行います。
- 事故に対する認識を深めるために内部研修を年2回以上開催します。危険予知トレーニングや事例検討に加えて実体験により気づき学習を行い、事故の原因究明能力や予知能力の向上に取り組みます。
- 現行マニュアルと異なった介護を実施した場合に警告⇒研修⇒処分などの規則を守る為の仕組みづくりに取り組みます。
- 4/22・6/20・9/13・12/10・3/30 委員会開催
- 委員会会議を開催し事故検討しています。再発防止に向け検討内容を各職員に周知し徹底しています。今後事故を減らしていく為にリーダー以上話し合い各職員の介護を見直し技術の向上を目指しています。
- 6/28・/29・2/22・/23 介護事故内部研修を行いました。

### ⑤ 感染症対策・褥瘡予防委員会

- 新型コロナウイルスなどの感染症が発生したと想定しての事業継続計画（BCP）を非常災害対策委員会と協働して作成します。
- 神戸市保健所主催で実施している感染症対策特別講座等に担当委員が研修参加し、その内容についての内部研修等を利用して職員の知識習得に役立てます。
- 神戸市保健所及び介護指導課発信の感染症の流行状況を把握し、その対応

予防策を内部研修で学び情報共有を図ります。

- 安楽姿勢についての基礎知識研修を通じて学び、さらには個々の利用者様のリラックスできる理想体位を考案実施して拘縮予防及び褥瘡予防に努めます。
- 各介護の機会に皮膚状態の観察を行い、関連部署との情報共有を行って早期対応により褥瘡予防に努めます。
- 褥瘡が出来れば施設内治療対応とする基準を明確にし、重症化する前に専門医の受診の判断をして早期治癒を目指します。日々の介護機会に観察された皮膚状態を遅滞なく医務部門に報告しその判断を受ける。
- 4/28・5/28・7/5・7/19・9/30・10/27・11/30・12/28・1/25・2/28 褥瘡委員会開催
- 7/19・/22・/27・12/22 感染症委員会開催
- 6/28・/29・12/22・/23 感染症内部研修実施
- 体交対象者を明確化し実施しているが、個別にポジショニング等を検討し周知徹底できるよう努めています。
- 褥瘡療養中の方は排泄カートにリストを掲示することで周知し日々看護師と協同しています。

#### ⑥ 胃瘻・喀痰吸引安全管理委員会

- 2か月に1回程度の頻度で委員会を開催して胃瘻・吸引についての現状確認をして、個別対応方法の見直し検討を実施します。
- 経過措置での吸引・胃瘻業務実施可能者については、看護師の指示、指導の下において随時実施するように計画します。
- 令和4年度も継続的に喀痰吸引2号研修の受講を職員に順次実施していきます。
- 喀痰吸引資格取得者の技術レベルが低下しない様に、看護師指導の下で定期的（毎月）に実施して喀痰吸引技術維持に努める。
- 当事業所においては兵庫県登録特定行為事業者として登録し、登録番号281100036Aを受けています。また、特別養護老人ホームだけではなく、短期入所生活介護事業所も兵庫県登録特定行為事業者として登録しておりショートステイ利用者についても受け入れ可能な状態であることから受け入れを実施していきます。
- 4/22・5/25・7/19・9/15・1/31・3/28 委員会開催
- 会議を開催し胃ろう、吸引の現状確認をNSと話し合い個別に見直しを検討しています。
- 毎月最低1回看護師指導のもと吸引講習を受けています。吸引対象者がいない場合は手順を確認してもらうことで技術維持をしています。

⑦ サービス向上委員会・環境整備委員会

- 利用者様一人ひとりの人格を尊重するとともに施設で生活をしていく上で、日々の状態の変化に合わせた介護サービスを提供できるようにします。
- ケアプランに基づくサービス提供を基本原則とし、更により良い生活を送っていただけるように生活全般において傾聴、観察を行い、どのようなサービスを提供できるのかを日々検討実施していきます。
- 施設の備品・設備点検表を作成し、項目毎の点検責任者の任命をする。
- 上記内容（備品・設備点検表）を週一回の頻度で点検を実施して、快適な生活を送っていただける様に努めます。
- 4/19・5/19・9/22・10/31・11/24・12/12・1/30・2/24 委員会開催
- 年間清掃予定表を作成し確実に実施していくようにしています。上半期はエアコンフィルター、換気扇、ベランダ周り、屋上掃除をしました。反省としては車椅子の点検が表通りに行えていなかったのが今後確実にできるように計画しています。
- 個人カードの更新が滞っており、委員会が確認しルールを決め不備のないように計画しています。

⑧ ターミナル委員会

- 西神の里において終末期を迎える利用者様に「その人らしい生活」を最期の時まで過ごしていただけるようにするために何が必要なのかを検討し、可能な限り実施していきます。
- ターミナル期を迎えた利用者様の苦痛を和らげるよう、日々の観察を行い状態の変化を関係部署で共有し対応します。
- 利用者様が最期まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで過ごせるような居室環境を整え、面会時間の融通を図って出来る限りご家族と寄り添える様に支援します。
- 4/18・5/16・6/23・9/6・9/12・10/29・11/14・12/14・1/18・2/18 委員会開催
- ターミナル期のカンファレンス時にご利用者にご安楽な最期の時を過ごして頂けるように、食事や体位について方針決定を行って実施しています。
- 整容が十分に行えていなかった事が偲びのカンファレンスで課題となりましたので確実に出来るように徹底しました。
- 介護を要するだけの関わりだけではなく、何気ない日常の声掛けや身体にふれるスキンシップそれらに伴う記録の充実について話合う予定にしています。

⑨ 非常災害対策委員会

- 防災ハザードマップや感染症マニュアル等を参考にして、事業継続計画（BCP）を作成し非常事態の事業継続に備えます。
  - 事業継続計画を基本に2月に1回の頻度で詳細行動計画を作成していきます。
  - 上記詳細行動計画の決定事項は、全職員周知すると共に非常時に誰もが一目で対応出来るような行動指示ポスターの作成と要所に掲示します。
  - 年間2回の消防訓練及び災害時に備えた備蓄食の提供訓練や防災点検及び防災訓練を行います。
  - 地域防災コミュニティへの参加や災害用機器備品の確保をして、災害時に備え関係機関への連携体制の整備を行い防災意識の向上に努めます。
  - 感染症発生時に備えた、年1回の頻度で行動確認模擬訓練を実施します。
  - 4/26・6/28・9/27・12/27・2/28 委員会開催
  - 4月の委員会では今年度全体の計画、予定の把握、確認を行い、6月の委員会では事業継続計画の一部見直しを行っています。コロナウイルス感染症の影響により例年行っていた8月の総合防災訓練は延期しニチボーによる消防設備の点検となりましたが、10月5日に総合防災訓練を実施しました。
- ⑩ ワクワク委員会
- 日々勤務中においては法人内他事業の職員との関わりが少ないので、同じ法人職員であることの意識を深めて貰うことと更なる懇親や団結・結束力を深めて貰う目的で実施しています。
  - 団結・結束により『皆で何かやろう』という意識を高め、結果として成し得たことに共通の喜びを感じ法人職員を一員であることを誇りに思ってもらえる様な職場環境の構築に努めます。
  - 4/3・6/10・9/25・12/・3/委員会開催
- ⑪ 身体拘束検討会議
- 身体拘束検討会議の開催を原則毎月とし、また必要に応じて臨時開催も実施していきます。
  - 5/2・7/12・10/26・11/8・3/7 委員会開催
  - 11/24・/25・3/23・/24 高齢者虐待・身体拘束内部研修実施
- ⑫ 人事考課会議
- 人事考課制度は職員個人の査定をする目的ではなく、法人職員の知識・技術共に向上することを目的としており、日常働く上で各職員が目標設定をして常に目標意識を持って働くことが職員自身の成長に繋がることを学んでもらう。また、管理者との面談を通して設定した目標を共有することにより適切な指導に役立てる。

- 令和3年度下半期評価：5/2・5/3・5/4・5/5 実施
- 令和4年度上半期評価：11/29・12/2・12/3 実施

⑬ 広報委員会

- 西神の里ホームページ内のブログコーナーを積極的に活用し、行事等の活動と地産地消への取り組み、地域での交流等についてアップロードを行うことにより幅広く広報活動を行います。
- 広報手段をホームページのブログにこだわらず、その他の様々な広報手段（SNS・YouTube等）のメリット・デメリットを調査して試験的に実施する。
- 社会福祉法人の情報開示が義務付けられホームページにおいても開示していますが、その内容の充実を図る為ホームページの見直しを行い閲覧件数が増えるような内容を検討します。
- 4/19・5/16・6/14・11/3・12/24・2/14・3/21 委員会開催
- アクセス数の3000を目標としました。アクセス数増加の為、更新回数を月最低2回に増やした事で、アクセス数は増えてきましたがまだ伸びが悪いので今後内容の充実を図っています。
- ブログ以外のSNS（インスタグラム・facebook）のメリットデメリットの調査を行いました。今後合うものを試験的に実施していきます。

3. 施設介護サービスの基本

(1) 安全で快適な生活に向けての援助の実施

- ① 利用者様個々の身体状況や精神状況に応じた個別対応を行い、いかに快適に過ごしていただけるかを日々検討し援助していきます。
- ② 利用者様のニーズの把握によりケアプランの立案を行い、個別援助にて利用者様はもちろん家族様も満足していただけるような援助を行います。

(2) 利用者様の情報共有

介護職員間での情報共有はもちろんのこと、看護、相談職との情報共有を行い、ご家族様への情報提供及び外部関連部署への情報提供を実施し、正確かつ迅速な対応を心掛けるとともに個人情報保護にも留意していきます。

(3) 苦情や相談の対応

苦情や相談の対応は、迅速かつ丁寧な対応を行います。また貴重な意見として受け止め、施設の対応方針を決定します。決定した対応方針は全職員に周知徹底し、統一した対応を実施します。

(4) 施設サービス計画

新入所決定時には暫定ケアプランの立案を行い、1か月後にカンファレンス開催してケアプランを作成し同意（本人・ご家族）を得た上で実施します。また、入所以降は6か月に1回の頻度でカンファレンス開催にて施設サービス計

画の見直しをして作成し同様に実施します。この他に利用者様の退院時や状態の変化のあった場合に随時カンファレンスを開催し、ケアプランの変更決定、同意を得た上での実施とします。利用者様および家族様の介護や生活に対する意向を伺います。また、死亡退所された場合には偲びのカンファレンスを開催し、故人を偲ぶとともによかったことや、できなかったこと等の意見を集約することで他の利用者様へのサービスに反映できるようにすることと、職員の励みやスキルアップが図れる機会とします。

#### (5) 施設サービスの提供姿勢

利用者様は人生の大先輩であり、お客様であることを認識してその利用者様との会話が如何なる状況であっても敬語もしくは節度のある言葉で対応することが援助職者として当然の義務であることを周知徹底し、言葉遣いの重要性を再教育する機会を設け、職員の質の向上を目指します。

### 4. 介護職員業務

- (1) 利用者様個々の人間性を尊重し、個別ケアに重点をおいて利用者様が安心してその人らしい生活を送ることができるように支援します。
- (2) 季節感を味わえるような行事の実施と誕生日には外食・外出支援を行い、心が豊かで楽しみのある生活を送っていただけるようにします。
- (3) 人権・人格を尊重した援助を日々実践し、利用者様に信頼していただけるような関係性を目指すこと。また、日々の生活を安心して過ごすことができるような環境を提供します。
- (4) 職員は日々介護技術の向上に努め、介護の専門性を高めた上でより良いサービスを提供します。

### 5. 医療職員業務

#### (1) 健康の保持と医療機関の確保

- ① 利用者様の現病や既往症の把握を行い、各種検査の実施の結果により必要に応じて主治医の所見を伺い、病状改善に努めます。
  - ② 嘱託医および協力医療機関との密接な情報共有を行い、また積極的にその他の医療機関との連携に努め、利用者様が必要とする医療提供が十分に確保できる体制強化に努めます。
- (2) 普段から利用者様の健康状態を把握し、日常の看護、介護を通して情報共有により早期な異常発見・速やかな対応に努めます。
  - (3) 非常災害対策委員会と協働して感染症発生時の対応マニュアルとBCPを作成し、介護士が感染症の種別ごとのマニュアルに基づいて適切な対応が可能となる様に定期的な指導を行って感染症に対する適正な技術・知識の向上を図ります。

- (4) 看護師による夜間オンコール体制により利用者様の異常への対応の指揮をとると共に、救急時の連絡体制の確保、緊急時想定教育を実施します。
- (5) 看取り期にある利用者様及び家族様の意思を尊重しながら多職種で協働し、安らかな最期が迎えられるよう支援するため介護職員への指導（西神の里におけるターミナルケアの概念・医療的な知識）をしていきます。
- 4月～6月において入退所が多く、新入所の方の個々の全身状態把握が十分でなかった部分がありました。入所後の体調不良には迅速に嘱託医への報告、医療機関へとつなげることができました。
  - 7月の中旬に発生した新型コロナウイルス感染によるクラスター対応において、西神の里独自のマニュアルが活かされ業務が円滑に進行出来た事は評価に値する部分だと思われませんが、驚異的な感染力のウイルスへの対応として、個人の感染症に対する技術・知識不足が表面化されました。この事が利用者、職員の感染拡大の原因の一つと思われれます。定期的に個々の技術チェックと適正な技術の習得が出来るように計画していきます。
  - 看取りに関しては家族の意向を聞きながら対応できたと思います。ただ、家族の意向とご本人の思いに違いを感じた時、家族の気持ちに寄り添いながらも利用者が安らかに最期の時が迎えられるように円滑に援助することが今後の課題です。

## 短期入所生活介護

### 1. 重点目標

(1) 今年度は、特養目標稼働率を98%と設定していますので**2%の特養空床利用**を含み令和4年度の**目標稼働率110%**に設定します。

- **累計稼働率は、95.01%で目標稼働率を14.99%下回っています。**

(資料—2参照)

- **8月と12月の2度に渡るコロナ感染クラスターにより、新規の受け入れ停止や利用者家族の意向による予定利用キャンセル等で、8月は稼働率27.74%、12月は83.54%と劇的に稼働率がダウンしています。これに加えてクラスター終息後に於いても従来通りの稼働率に戻るには少々時間がかかっており累計稼働率が大幅にダウンしています。**
- **ロングショートから特養入所になった場合は、特養入所待機者の優先順位の高い入所候補者のロングショートへの移行が出来る様に特養相談員と協働して対応します。**
- **急な利用キャンセルに備えて、リピーターに対してはキャンセルが出た場合の利用追加の意向情報を日頃から入手するように努めます。**
- **新規利用者の利用要望に出来るだけ対応する様に努めます。**
- **新規居宅支援事業所への定期的に西神の里ショートステイ事業の広報を行う。**
- **デイサービス利用者のご家族に急な要件が発生した場合にショートステイの利用対応が可能な場合がある旨の情報提供を行う。**
- **西神の里ショートステイのサービス提供内容の広報を定期的に行う。**
- **利用依頼の電話に対しては、担当者が不在であっても出来る限り早急に対応が可能な様に事務所受付に所在を明らかにしておく。**
- **ショートステイの居室利用状況と特養の空床状況の最新情報を事務所情報提供しておく。**
- **現在新規の方は徐々に増えてきているが利用日数が少ない方が多く、稼働率に繋がっていない状況にあります。空き状況についてはケアマネジャーに伝え新規の方の紹介を募っています。日数の延長や変更にもなどにも柔軟に対応し、できるかぎりキャンセルとにならないように対応したり、どうしてもキャンセルになる時は他の利用日の提案するようにしています。**

(2) ケアマネジャーが作成するケアプランに基づいて顧客の同意を得た**短期入所生活介護計画を作成し、その内容を介護職員に周知させ計画書に基づいたサービス提供と実施記録をして顧客の家族及びケアマネジャーに報告**します。

- **短期入所生活介護計画書は作成にあたり、ケアマネジャーからケプランの提供**

を求めているが提供が遅くなったり、提供して頂くよう連絡は続けていますがなかなか提供して頂けないことがあります、作成日が遅れてしまう事があります。家族様へのサービス提供報告は、利用表を通して行っています。それに加え送迎時に直接報告したり、また電話連絡で状況を伺う事もあります。ケアマネジャーに対しては担当者会議や日々の電話の中で伝えています。

- (3) **事業所の加算取得の有無**を十分に利用者様や居宅介護支援専門員に説明して同意を得た上でサービス提供を開始します
  - 利用前に必ず契約を行い、その時に説明を行っています。10月の報酬改定についても順次利用の方から送迎時に説明し契約同意を頂きました。
- (4) ショートステイとデイサービス共通の利用者様の情報を共有する事により、どちらのサービスを利用された場合にも**統一された個別対応サービスを提供出来る様に努めます。**
  - ショートステイ利用確認表を作成し、毎日入所や利用中の方のデイサービスで得た情報や身体状況などを特養リーダーに渡すことで個別対応の情報等を共有し、提供できるように努めています。
- (5) 特養との合同行事企画とは別に、**ショートステイ単独での行事企画**をして、週1回程度から徐々に開催回数を増やして**充実した利用サービスに繋げる様に努めます。**
  - 7月のコロナ感染クラスター前までは、月に一回はレクリエーションを行っていたが、感染明けから行えていませので近々に再開していけるよう企画しています。
  - 開催時は、ショートの方の様子を観て特養の利用者様からの参加希望があり、一緒に楽しまれていることもありました。
- (6) 利用者様の所持品の「**忘れものゼロ**」と利用期間中の「**無事故**」を目指します。
  - 荷物確認時に無くなっていることがわかり、特養職員と一緒に探すという事が数回ありました。ほぼ見付き退所して頂いています。お預かりしている衣類等の忘れ物はなかったですが、利用者様ご自身で持っておられたものを置き忘れることがあります、その都度ご連絡を入れその日のうちに届けさせていただくようにしました。定期の利用の方は家族様やご本人から次の利用まで預かるよと言われることもあり、確認の上預からさして頂くこともありました。
  - 事故に関しては、転倒が何度かあり謝罪し、場合によっては受診の対応をさせて頂きました。

## IV 通所介護

### 1. 重点目標

- (1) 令和4年度の目標稼働率を85%（定員25名⇒20名）に設定します。
  - 累計稼働率は、39.74%で目標稼働率を45.26%下回っています。  
特養コロナ感染クラスターにより、7月の稼働率25.84%、8月の稼働率3.85%と大幅に稼働率がダウンしています。
  - 現在提供しているサービス内容の見直しと向上に努め、そのサービス内容を定期的に広報して体験利用から登録利用になる様に努める。
  - 西神の里デイサービスのサービス内容の見直しをする為に、近隣デイサービスのサービス提供内容実態を把握する。
  - デイサービス利用契約時にショートステイ利用契約もして頂ければ、突発的な家族事情によるショートステイ利用が可能な旨の情報提供をする。
  - ショートステイ利用者様に余暇の一環としてデイサービスのイベント等に参加が可能な旨の情報提供をする。
  - 神戸市西区、加古郡稲美町、加古郡播磨町、明石市の単独居宅支援事業所向けに西神の里通所介護の取組みを毎月1回程度の頻度で広報して、先ずはお試し利用3回までを西神の里通所介護の強み特色として利用に繋がるよう積極的に働きかける。
  - 特養のコロナ感染クラスターにより8月と12月の2度に渡り自主的に営業停止としました。しかし、12月に於いては感染人数が少なかったこともあり顕著な稼働率低下にはなりませんでした。
  - コロナ感染クラスター終息後は、それまでご利用して頂いていたご利用者様は他のデイサービスに移られることなく戻ってきて頂きました。
  - シュートを利用されていた方で感染された方が入院されたり、ご自宅で感染し体調が戻らず長期休まれる方、コロナに対する不安で休まれる方などが増え稼働率が低下しています。
  - 人気の曜日は定員が20人で空きの無い曜日もありますが、10人いない曜日もあり差が激しい状態です。ブログを活用し、行事や食事内容、レクリエーションなどを公開しています。ショートステイと連携してデイ利用も提案しています。ケアマネジャーに利用空き情報を提供し、新規利用者います。
- (2) ケアマネジャーが作成するケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、適正なサービスとご利用者の立場に立ったサービスを提供します。
  - 計画書はケアプランに基づき作成しています。利用者様の状態に変化が見られた時はケアマネジャーに報告し、ケアプランや介護度の見直し必要性の提案をしています。

- (3) 利用者様及び家族様の各種相談に応じ**信頼関係の構築**を図り、安心して在宅生活が続けられる様に支援していきます。また、デイサービス利用を継続することにより**在宅生活の継続が可能**となることを目標にして、家族様の介護負担軽減と西神の里デイサービスを利用して良かったと思っただけできるよう努めます。
- 送迎時に家族様のお話を伺ったり、担当者会議で相談等お聞きしています。希望などがあつた場合や必要時はケアマネジャーに報告し対応して頂いています。家族様の介護負担軽減が必要な状態が見られた時は、西神の里ショートステイ利用の提案をするなど、自宅での生活がご利用者様、家族様共に無理なく継続できるよう支援していています。
- (4) どのような状態の利用者様（高い介護度、重度の認知症）でも利用していただけるように**職員の知識・技術の向上に努め、西神の里デイサービスのキャパシティーを広げます。**
- 現在利用中の方は**支援の方から要介護5の方まで**おられますが、日常の対応は行えています。しかし、緊急時や突発的な対応が必要になった時などの知識・技術が不安な職員がいますので、**その様な時の対応等をシュミレーションし、全員が的確に対応できるように勉強会を行っていく計画**をしています。

## VI 居宅介護支援事業

### 1. 重点目標

(1) 令和4年度は、目標稼働率90%に設定します。

- 累計稼働率は、79.48%で目標稼働率より10.52%下回っています。
- 特養入所前提のロングショート利用者様は、利用者様の特養入所を前提としたケアプランの作成や家族様への利用者様の状態報告等の利便性を踏まえて、居宅支援事業所西神の里ケアマネジャーへの変更提案を行う。
- 近隣居宅支援事業所への働きかけとして、困難ケースであっても社会福祉士有資格者による介護のみにとらわれることなく総合的な社会資源を駆使した支援が可能である旨の提案をする。
- 法人の社会貢献の一環としてケアマネジャー活動の中で、制度化されていないが利用者様にとっては必要な支援に着眼して実施に向けた提案をして法人での対応実現に協力する。
- 2月に1件の割合で新規居宅支援事業所との関わりを持つ。

(2) 法人の社会貢献の一環としてケアマネジャー活動の中で、制度化されていないが利用者様にとっては必要な支援に着眼して実施に向けた提案をして法人での対応実現に協力する。

- 関係機関に対して新規の紹介に繋がるように連携を続けており、毎月新規を紹介してもらっている状態で、目標稼働率が達成できるようにします。又、西神の里ディサービスや西神の里ショートステイとの情報共有や連携を行い、職員間の横の繋がりを強化できるように業務に取り組んでいます。
- ケアマネジメントについては、PDCAサイクルを継続し、漏れがなく気付きのある支援を意識し業務に取り組み、担当者会議を形だけのものにせず課題を明確化し、利用者、家族の望む生活に近づけるよう努めています。